



商業統計調査のあらまし

平成14年6月1日現在で第22回商業統計調査が行われます

1. 調査の目的と役割

商業統計調査は、我が国の卸売業、小売業を営むすべての事業所（店舗）の販売活動の実態や分布状況及び商品の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的とした、我が国の商業に関する国勢調査ともいえるべき重要な統計調査です。国が行う重要な統計調査として指定統計第23号に指定されています。

2. 調査の対象

平成14年商業統計調査は、我が国のすべての卸売業、小売業の事業所（商業事業所）を対象としています。

3. 調査することから

商業統計調査では、商業調査票により、従業者数、年間商品販売額、商品手持額などの事業所の商業活動に関する基本的な事項を調査します。

〔卸売業、小売業について〕

事業所の名称及び電話番号、所在地、経営組織及び資本金額又は出資金額、本店・支店の別、事業所の開設時期、従業者数等、年間商品販売額等、年間商品販売額の販売方法別割合、商品手持額

〔小売業に限っての事項について〕

年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合、セルフサービス方式採用の有無、売場面積、営業時間等、来客用駐車場の有無及び収容台数、チェーン組織への加盟の有無

〔法人事業所に限っての事項について〕

年間商品仕入額の仕入先別割合、年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合、企業全体の業種区分、企業全体の商業事業所に関する事業所数、従業者数、年間商品仕入額、年間商品販売額、電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合

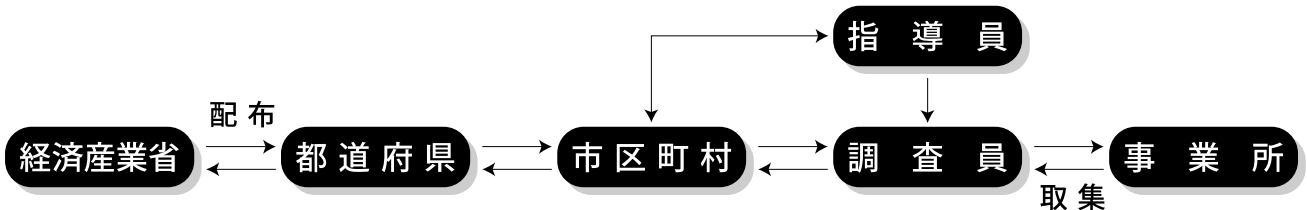
4. 調査の方法

(1) 調査票の配布と収集

① 調査員が担当地域の事業所を訪問し、商業調査票等を配布して、6月1日現在の活動状況を記入していただくよう依頼します。後日、再度各事業所を訪問して記入済みの調査票を収集します。（調査員調査方式。）

② ①の調査員調査とは別に、一部の指定事業所については、経済産業省又は都道府県が事業所の本社・本店（企業）等に対し、各支店・営業所ごとの調査票の作成依頼を行い収集します（本社等一括調査方式）

(2) 調査員調査の流れは、次のようになっています。



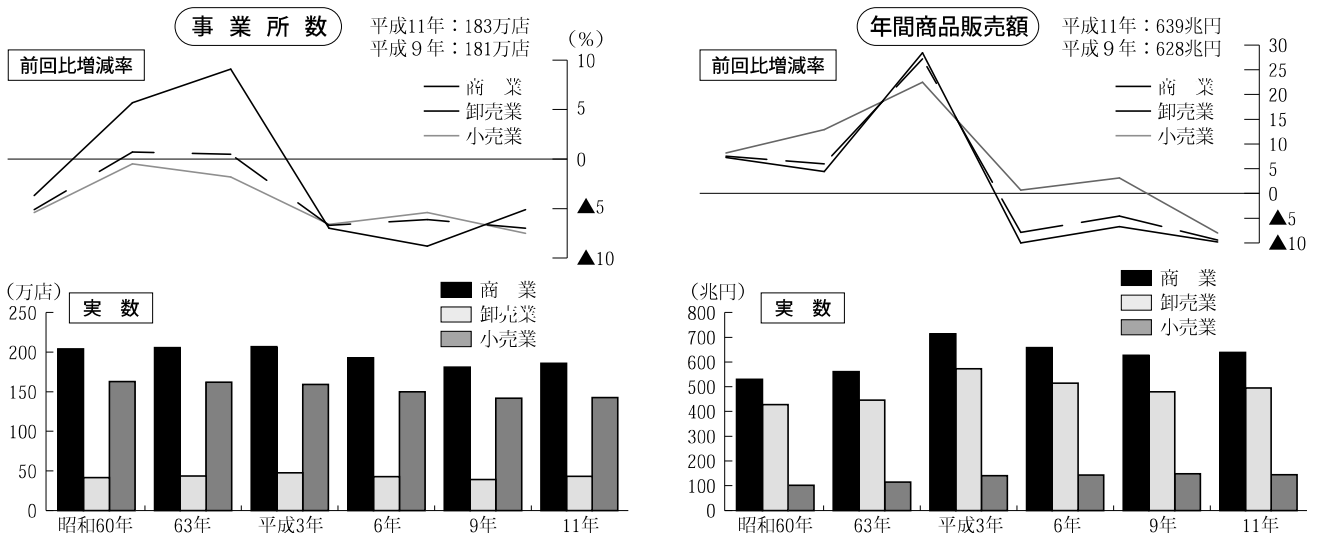
5. 調査結果の公表

調査の結果は、平成15年3月頃「平成14年商業統計速報」として公表され、以降「平成14年商業統計表」として逐次公表される予定です。

また、インターネット（<http://www.meti.go.jp/>）による公表も予定されています。

併せて、茨城県も同じ頃に公表を予定しています。

参考：平成11年商業統計調査結果



※平成11年調査において事業所の捕そくを行っており、前回は増減率については時系列を考慮したもので算出しています。